

介護休業：要介護状態にある家族の介護のための休業

<p>介護休業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 要介護状態（＊１）にある対象家族（＊２）を介護するために労働者が申し出た場合は、対象家族１人につき３回まで、通算 93 日を上限に休業することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ＊１：負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、２週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態（以下同じ） ＊２：配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫（以下同じ） ■ 次の者は、介護休業を取得することはできない。 <ul style="list-style-type: none"> ・日雇労働者 ・介護休業取得予定日から起算して 93 日を経過する日から 6 か月を経過する日までに労働契約（更新される場合には、更新後の契約）の期間が満了し、更新されないことが明らかになっている有期雇用労働者 ・入社 1 年未満の労働者、休業申出日から 93 日以内に雇用関係が終了する労働者および週所定労働日数が 2 日以下の労働者（労使協定を締結している場合） ■ 休業開始予定日の 2 週間前までに、書面等により事業主に申出。 ■ 雇用保険の被保険者で一定要件を満たす場合は、介護休業給付金が支給される。
<p>介護休暇</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 要介護状態にある対象家族の介護や世話をする労働者が申し出た場合は、1 年度で 5 労働日（対象家族が 2 人以上の場合は 10 労働日）を上限に、1 日または時間単位（＊）で取得することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ＊時間単位での取得が困難と認められる業務に従事する労働者について、時間単位での取得を除外する労使協定を締結したときは、1 日単位でのみ取得可能。 ■ 次の者は、介護休暇を取得することはできない。 <ul style="list-style-type: none"> ・日雇労働者 ・週所定労働日数が 2 日以下の労働者（労使協定を締結している場合）

所定外労働の制限	<ul style="list-style-type: none"> ■ 要介護状態にある対象家族を介護するために労働者が請求した場合は、所定労働時間を超えて労働させてはならない（請求1回につき、1か月以上1年以内の期間で利用可能。回数制限はなし）。 ■ 次の者は、所定外労働の制限を受けることはできない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日雇労働者 ・ 入社1年未満の労働者および週所定労働日数が2日以下の労働者（労使協定を締結している場合） ■ 制限開始予定日の1か月前までに、書面等により事業主に請求。 ■ 事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことができる。
時間外労働の制限	<ul style="list-style-type: none"> ■ 要介護状態にある対象家族を介護するために労働者が請求した場合は、1か月24時間、1年150時間を超える法定時間外労働をさせてはならない（請求1回につき、1か月以上1年以内の期間で利用可能。回数制限はなし）。 ■ 次の者は、時間外労働の制限を受けることはできない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日雇労働者 ・ 入社1年未満の労働者 ・ 週所定労働日数が2日以下の労働者 ■ 制限開始予定日の1か月前までに、書面等により事業主に請求。 ■ 事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことができる。
深夜労働の制限	<ul style="list-style-type: none"> ■ 要介護状態にある対象家族を介護するために労働者が請求した場合は、深夜労働をさせてはならない（請求1回につき、1か月以上6か月以内の期間で利用可能。回数制限はなし）。 ■ 次の者は、深夜労働の制限を受けることはできない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日雇労働者 ・ 入社1年未満の労働者 ・ 週所定労働日数が2日以下の労働者 ・ 所定労働時間の全部が深夜にある労働者 ・ 深夜においてその対象家族を常態として介護することができる16歳以上の同居の家族がいる労働者 ■ 制限開始予定日の1か月前までに、書面等により事業主に請求。 ■ 事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことができる。

常時介護を必要とする状態に関する判断基準の例

項目 \ 状態	1	2	3
①座位保持（10分間一人で座っていることができる）	自分で可	支えてもらえればできる	できない
②歩行（立ち止まらず、座り込まずに5m程度歩くことができる）	つかまらないでできる	何かにつかまればできる	できない
③移乗（ベッドと車いす、車いすと便座の間を移る等の乗り移りの動作）	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
④水分・食事摂取	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑤排泄	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑥衣類の着脱	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑦意思の伝達	できる	ときどきできない	できない
⑧外出すると戻れないことや、危険回避ができないことがある	ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
⑨物を壊したり衣類を破くことがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑩周囲の者が何らかの対応を取らなければならないほどの物忘れ等日常生活に支障を来すほどの認知・行動上の課題がある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑪医薬品または医療機器の使用・管理	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑫日常の意思決定（毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力）	できる	本人に関する重要な意思決定はできない	ほとんどできない

■「常時介護を必要とする状態」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当する場合であること。

(1)前記項目①～⑫のうち、「状態2」が2つ以上または「状態3」が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

(2)介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。